

## 表彰規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般財団法人新潟県バスケットボール協会(以下、「本協会」という)の表彰について必要な事項を定め、バスケットボールの普及と発展に貢献した個人、団体を表彰し、その功績を讃えるとともに、今後に於けるバスケットボールの一層の発展を図ることを目的とする。

### (表彰の種類)

第2条 表彰は、次に掲げるものについて行う。

- (1) 功労賞
- (2) 優秀選手賞
- (3) 優秀指導者賞
- (4) 特別賞
- (5) 感謝状

### (表彰)

第3条 功労賞、優秀指導者賞の表彰は、それぞれ1回とする。

- 2 優秀選手賞は、年度を異にして表彰することができる。
- 3 被表彰者には、表彰状を授与する。
- 4 前項に規定するほか、副賞を授与することができる。

### (表彰等の対象)

第4条 表彰等の対象となる功績は、この規程による表彰の日の属する年の前年の11月1日から当年の10月31日までの間にあげられた功績とする。ただし、会長が認めた場合はこの限りではない。

### (表彰の時期)

第5条 表彰は毎年定時に行う。ただし、会長が必要と認めたときは、随時行うことができる。

### (被表彰候補者の推薦等)

第6条 本協会の基本規程、別表Aに定める団体長は被表彰等候補者(以下、「候補者」という。)を、本協会が定めた推薦書類により、特別な事由があるときを除き、毎年11月1日までに推薦するものとする。

- 2 前項のほか、本協会専務理事(以下、「専務理事」という。)は必要に応じて表彰選考委員会(以下、「選考委員会」という。)に候補者を推薦することができる。

### (推薦及び決定等に関する内規)

第7条 前条に規定するもののほか、候補者の推薦及び決定の基準は、一般財団法人新潟県バスケットボール協会表彰規定内規(以下、「内規」という。)で定める。

### (被表彰者の決定)

第8条 被表彰者は、選考委員会が選考した者を会長が決定し、理事会に報告する。

### (選考委員会の構成)

第9条 選考委員会の組織は次のとおりとし、会長が委嘱する。

- (1) 専務理事
- (2) 副専務理事

(3) 事務局長

(4) 学識経験者及び本協会役員のうち会長が指名する者

(会 議)

第10条 選考委員会は、専務理事が委員長となり、会務を統括する。

2 選考委員会は、委員長が招集する。

3 委員長に事故あるときは、委員長の指名する委員が職を代行する。

4 選考委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

5 選考委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、委員長が決するものとする。

6 選考の議案は、事務局長が整理のうえ提出するものとする。

(規程の改正)

第11条 この規程の改正は、理事会の承認を得て行うものとする。

附 則

1 この規程は、平成27年9月13日から施行する。

一般財団法人新潟県バスケットボール協会  
表彰規程に関する内規

(目的)

第1条 本協会表彰規程第7条の定めるところにより、本協会表彰規程の内規を設け、細部を規定する。

(推薦基準)

第2条 表彰規程第2条に定める受賞資格は、次のとおりとする。

(1) 功労賞

ア 本協会基本規程別表Aに掲げる団体の会長・副会長又は本協会役員を、6年以上歴任した者で、本協会に功労のあった者。

なお、原則として、本協会の理事、監事、専門委員会委員及び評議員並びに選考委員は、その任期期間において候補者となることができない。

イ 表彰該当年度の4月1日現在、満60歳以上の者。

(2) 優秀選手賞

本協会に選手登録をしている者で、次に掲げるいずれかの大会で優秀な成績をおさめた者。

ア 国民体育大会(ふるさと選手制度に登録をした者も含む)

イ (公財)日本バスケットボール協会が主催する全国大会

ウ 学校体育連盟が主催する全国大会

(3) 優秀指導者賞

本協会加盟チームの指導者で、次に掲げるいずれかの大会で優秀な成績をおさめ功績が顕著であった指導者。

ア 国民体育大会

イ (公財)日本バスケットボール協会が主催する全国大会

ウ 学校体育連盟が主催する全国大会

(4) 特別賞

本協会に選手登録している者又は本協会加盟チームの指導者若しくは本県出身者(原則として県内高校卒業者)で、次に掲げるいずれかに該当する選手又は指導者。

ア 年齢別アジア選手権大会、年齢別世界選手権、ユニバシアード大会、アジア大会、オリンピック大会に出場した選手又は指導者。

イ その他、選考委員会が特別賞にふさわしいと認めた選手又は指導者。

(5) 感謝状

本協会の発展に積極的に協力した企業等。

(対象とする大会等)

第3条 候補者の対象となる大会等は、別表に掲げるものとする。

附 則

1 この表彰規程の内規は、平成27年9月13日から施行する。

平成28年3月20日一部改定

別表 各賞の表彰基準(内規)

1 優秀選手賞 (第2条(2)関係)

| 条 項                              | 基 準  | 対象となる大会  |
|----------------------------------|------|--|
| ア 国民体育大会<br>(ふるさと選手制度に登録をした者も含む) | 3位以内 | 国民体育大会   |
| イ (公財)日本バスケットボール協会が<br>主催する全国大会  | 3位以内 | 全日本総合バスケットボール選手権大会<br>都道府県対抗ジュニアバスケットボール大会<br>全国高等学校バスケットボール選抜優勝大会(ウインターカップ)<br>全日本社会人バスケットボール選手権大会<br>全日本クラブバスケットボール選手権大会<br>3×3日本選手権大会<br>全日本実業団バスケットボール選手権大会  |
|                                  | 優 勝  | 全国ママさんバスケットボール交歓大会<br>全日本教員バスケットボール選手権大会<br>全国高等専門学校体育大会<br>全国専門学校総合体育大会<br>全国ミニバスケットボール大会<br>全日本クラブシニアバスケットボール選手権大会<br>全日本クラブスーパーシニアバスケットボール交歓大会<br>日本スポーツマスターズ |
| ウ 学校体育連盟が主催する全国大会                | 3位以内 | 全日本大学バスケットボール選手権大会(インカレ)<br>全国高等学校総合体育大会(インターハイ)<br>全国高等学校定時制通信制体育大会<br>全国中学校バスケットボール大会  |

2 優秀指導者賞(第2条(3)関係)

| 条 項  | 基 準                      | 対象となる大会                            |
|--|--------------------------|------------------------------------|
| ア 国民体育大会<br>イ (公財)日本バスケットボール協会が<br>主催する全国大会<br>ウ 学校体育連盟が主催する全国大会 | 優 勝<br>又は<br>3位以内を<br>2回 | 上記1のア～ウの対象となる大会<br>(3×3日本選手権大会を除く) |